

平成 30 年 第 2 回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 平間良明

質問	答弁
<p>1 区割り見直しについて 新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について、区協議会や自治会連合会に説明し意見を聴取しているが、参加者から、見直しの目的や具体的に何が変わるのか説明してほしいとの声が多く寄せられている。工程表に対して意見聴取の開始は遅れており、工程表どおりに推進するためには市民の理解を一層深める必要がある。そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 現行区の総括について 現行区制度について10年間の総括と、新たな行政区、行政サービス提供体制とする目的について伺う。</p> <p>(2) 職員数削減と市民サービス向上の両立について 市が提示した区再編案では経費削減効果が強調されているが、年間削減効果額の約9割は人件費削減によるものである。職員数の削減と市民サービス向上が両立するという説明に疑問を持つ人が多いが、その具体的な方策を伺う。</p> <p>(3) 区役所と他の出先機関との連携について 市民文教委員会における区の課題解決事業、地域力向上事業などの審査の中で、本庁との役割分担や、区長の権限について質疑や意見・提言がされてきた。現状では福祉事務所や保健師の業務についての区長の把握に課題があるが、再編案では福祉事務所を本庁組織とし、保健師を本庁に集約配置することで改善されると</p>	<p>1 (1) 市長 平成 19 年の政令指定都市移行に伴い、7つの区を設置し、区ごとに区協議会を設置するなど、市民意見の市政への反映や、市民協働の推進に取り組んできた。また、俳句の里づくり事業など地域固有の事業や、市民協働の手法により住みよい地域社会の実現を目指す地域力向上事業など、区の特性を活かしたまちづくりを進めてきた。それとともに、リーマンショックや東日本大震災などの社会経済環境や市民ニーズの変化に対応するため、区役所業務の本庁集約や区出先機関の再構築など便宜、組織を見直し、状況に応じた最適化を図ってきた。今回の区再編は、急速な人口減少や少子高齢化という社会環境の変化に立ち向かい、将来を見据え、基礎自治体としての自立した持続性と住民に身近なサービス提供体制の両立の実現を目的とするものである。法律により設置が定められている区役所の数はできる限り少なくし、市の裁量において規模や配置を決定することができる行政センターや協働センターの機能を充実することで、社会情勢や時代の変化に合わせた柔軟な組織運営を行うことが可能となり、市民サービスの向上につながるものと考えている。</p> <p>1 (2) (3) 総務部長 現在、示している区再編案では、約 100 人前後の職員の削減を見込んでいる。これは、管理職や庶務業務に従事している職員の削減が主なもので、生活保護のケースワーカーなどの直接市民に接する業務の職員は減らすことなく、窓口サービスは維持していく。しかしながら、合区により区役所が遠くなる地域もある。このため、行政センターを設置することや、区役所への取り次ぎ及び相談に対応するための、テレビ会議システムを導入するなど協働センターの機能を充実していくことで補完していきたいと考えている。また、区の再編は、行政の組織の最適化を図るものである。各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化されることで、サービスの提供水準の均質化を図っていく。そして、保健師などの特に高い専門性が求められる職種は、知識の継承や年度途中の急な産育休取得者などの欠員対応のため、職員を集約することで専門性の維持向上を図っていききたいと考えている。一方、市民の皆様にとっては、身近な場所でワンストップでサービスが提供されることが重</p>

質問	答弁
<p>している。また、土木整備事務所については併設による緊密な連絡体制により対応力強化が図られるということであるが、再編後の区役所と他の出先機関との連携について伺う。</p>	<p>要。したがって、直轄化した事業所を引き続き区役所内に設置することに加え、地域に密着した土木の現場業務を担う、土木整備事務所を区役所内に併設することで、区長との連携のもと、質の高いサービスを責任もって提供していく。このように、市民サービスのうち、窓口サービスでは、質の向上を図っていく。さらに、再編により捻出される財源やマンパワーを、インフラの改修など行政サービスの水準の維持向上や、福祉などの需要の増加が見込まれる業務に充てることで、市民サービス全体の向上につなげていく。</p>
<p>2 情報アクセシビリティ向上について</p> <p>平成 29 年第 4 回定例会の一般質問にて全ての人々が社会生活に必要な情報にアクセスできる環境整備を目指して、情報コミュニケーション条例の制定について伺った。また、法整備を求める意見書も国へ提出してきた。国が本年度より 5 年計画で推進する第 4 次障害者基本計画取り組みに情報アクセシビリティ向上に関する記載がある。また、本市が平成 30 年 3 月に発行した第 3 次浜松市障がい者計画では、情報・コミュニケーションについて、基本方針として「障がいの特性に配慮した、様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障等により、情報・コミュニケーションのユニバーサルデザイン化を推進します。」と記載している。そこで、以下 4 点について伺う。</p> <p>(1) 視聴覚障害者情報施設設置について</p> <p>身体障害者福祉法第 34 条に定められた視聴覚障害者情報提供施設を、本市に設置する考えはないか伺う。</p> <p>(2) 合理的配慮の提供支援について</p> <p>兵庫県明石市が実施している、事業者などが合理的配慮の提供に伴う経済的な負担の一部を公的に助成する施策を本市でも実施すべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(3) 手話通訳者などの雇用配置及び正規職員化について</p>	<p>2 (1) (2) 健康福祉部長</p> <p>身体障害者福祉法第 34 条に定められた視聴覚障害者情報提供施設としては、静岡県内では県が静岡市内に設置しており、点字図書及び録音図書の貸出や、視覚障がいに関する各種相談、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、字幕入りビデオ制作を実施している。本市では、視聴覚障害者情報提供施設として、1 箇所では実施していないが、視覚障がい者への対応として、点字図書及び録音図書の貸出は浜松市立城北図書館、点字音声広報発行は広聴広報課、視覚障がいに関する各種相談は障害保健福祉課等で実施し、聴覚障がい者への対応として、手話通訳及び要約筆記者派遣、字幕入りビデオ制作等は障害保健福祉課にて実施をしている。情報提供のあり方については、今後、静岡県及び他都市の実施状況や当事者団体等の意見を聞きながら、調査、研究をしていく。</p> <p>2 点目の障がい者差別解消法における合理的配慮の提供については、障がいのある人から配慮を求める意思の表明があった際、事業者の責務として、障がいのある人の社会的障壁を取り除くための配慮をするように、努めなければならないとされている。本市では、理解を深めてもらうため、啓発用リーフレットの作成や出前講座、障害者週間におけるイベントでの周知と啓発を行っている。合理的配慮の提供に伴う助成については、公益性、費用対効果などに十分留意しなければならないことから、今後においても、現在の取り組みを実施するとともに、ハローワークとの共催による障害者雇用支援セミナーなどにおいて事業者に対し、点字や筆談ボードの活用など障害の種別に応じた合理的配慮の提供方法の周知と啓発を行い、市民や事業者の意識の醸成を図っていく。</p> <p>2 (3) 総務部長</p> <p>障がいのある人の自立と社会参加に向けた施策を強化してい</p>

質問	答弁
<p>第3次浜松市障がい者計画において、コミュニケーション保障の推進として、区役所窓口へ手話通訳を配置し、手続きや相談等を円滑に行うことを記載しており、障がい者施策の進展が図られると期待しているところである。さらなる進展を図るため、障がい者計画など福祉政策の推進や企画立案に当たっては、福祉関係部署に障害者福祉に関する専門的知識と福祉援助技術を有する手話通訳者などを正規職員として多く配置する必要があると考えるが現状と対応について伺う。</p> <p>(4) 音のユニバーサルデザイン化システム導入について</p> <p>公共施設やバス、鉄道などのアナウンス、観光施設などで流れるアナウンスをスマートフォンで文字化する「おもてなしガイド」などの導入について伺う。</p> <p>3 ミニバスターミナルを活用した環状路線バス実証運行について</p> <p>総合交通計画にある交通施策のアクションプログラムにおける事業実施スケジュールでは、環状路線の形成として平成22年度～平成26年度に天竜川駅～上島駅の実証運行及び高塚駅～弥生団地周辺</p>	<p>くためには、専門的知識を有する職員を配置していく必要がある。そこで、本市では、平成21年から社会福祉士の資格を持った者を正規職員として採用し、独自で資格を取得した者などを含めて、現在61名の社会福祉士資格所有者を、福祉分野中心に配置をしている。この内、12人が、障害福祉の業務に従事している。いずれの職員も福祉に対する意識が高く、熱意をもって業務に従事している。一方、福祉技能を持った手話通訳者については、非常勤職員として採用し、区役所における現場業務に従事している。障がい福祉政策の企画立案にあたっては、障害者施策推進協議会による調査、審議のほか、障がい当事者などから構成される障害者自立支援協議会への意見聴取を行っていることから、専門的な知見を得ることを目的に、手話通訳者などの福祉技能を持った者を対象とした、正規職員の募集をしていない。しかしながら、正規職員の中でも、自発的に手話通訳を学ぶ意欲ある職員もいるので、職場における必要性を見極めた上で、手話通訳者の養成に向けた支援について検討していきたいと考えている。</p> <p>2(4) 市民部長</p> <p>本市は、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めており、思いやりのこころを育む人づくりや施設、道路などの環境づくりのほかに、音声や色の使い方、案内サインなどにより必要な情報を見やすく、わかりやすく表示する情報のユニバーサルデザインに取り組んでいる。昨年9月に、産学官の協働により開催したイベント「UDプラス」において、音声情報を文字で案内する「おもてなしガイド」を企業の協力により紹介した。また、12月には、外国人や高齢者、障がい者などが抱える言語や音に関する不自由を解決するために、新たな音のユニバーサルデザインを推進することを目的とした「Sound UD推進コンソーシアム」に本市として加入したところ。音のユニバーサルデザインについては、引き続き、システムの社会実験の成果など様々な情報の収集に努めるとともに、導入に向けた取組を進めていく。</p> <p>3 都市整備部長</p> <p>浜松市総合交通計画では、市街地を東西方面に結ぶ構想路線として環状路線バスを位置づけ、平成24年12月から26年9月まで、JR天竜川駅とイオンモール浜松市野の区間において実証実験を実施した。その結果、持続的な運行を実現するためには、さらなる利用促進策に加え、駅前広場やバス路線の走行環境の改善など様々な課題を解決する必要性が明確となった。現状で</p>

質問	答弁
<p>の実証運行、平成 27～平成 31 年度には上島駅～弥生団地周辺の実証運行を行い、交通事業者、沿線地域の利用者と調整し本格導入することになっていた。また、支線路線の形成として平成 22 年度～平成 26 年度に基幹、準基幹、環状路線の形成に併せて、重複路線を見直す記載もある。上島駅、高塚駅、天竜川駅の駅前広場及びアクセス道路の整備事業の完了時期を迎える中、交通広場型のミニバスターミナルを活用した環状路線バスの実証運行について検討する必要があると考えるがどうか伺う。</p>	<p>は、ミニバスターミナルとなる上島駅、高塚駅、天竜川駅では、駅前広場やアクセル道路、駐輪場の整備を進めており、交通結節点としての機能が徐々に整ってきている。一方で、実証運行以降の交通事業者を取り巻く環境は、バス運転手の不足や利用者減少による不採算路線の拡大など厳しい状況にあり、これらの課題への対応も必要となっている。また、当初計画策定後の土地利用の変化への対応や ICT 等の新たな技術の活用を視野に入れて、平成 32 年度の公表を目指し総合交通計画の見直しを進めており、質問の環状路線バスについては、計画見直しの中で移動需要の再検証を行い、その位置づけについて改めて検討していく。</p>
<p>4 歴史的風致維持向上計画策定について 平成 28 年第 4 回定例会の代表質問にて、歴史的風致維持向上計画策定によるまちづくりの取り組みを提案し、平成 30 年度主要事業として予算化され、策定に向けて取り組んでいる。そこで、以下 3 点について伺う。</p> <p>(1) 全庁横断的な体制について この事業の補助金は、国土交通省分はまちづくりを進める都市整備部、文部科学省分は文化財を所管する市民部へ交付されるが、他に農林水産省分として漁業や林業に関係する産業部へも交付されるため、各所属の連携が欠かせないと考える。そこで計画の策定にあたり全庁横断的な取り組みが必要になるが推進体制について伺う。</p> <p>(2) 全市的な重点整備計画の策定について 国史跡に指定された二俣城跡、鳥羽山城跡周辺の整備はもとより、重点整備計画を策定すれば国の補助金を活用して全市的な整備として道路の無電柱化促進、舗装の美装化の他、浜松城公園長期整備構想にも活用できると考える。また、大河ドラマ「おんな城主 直虎」で掘り起こされた歴史資源も計画に取り入れるべ</p>	<p>4 (1) (2) (3) 都市整備部長 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)」は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省による 3 省共管法で、本市が歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでいくにあたり、文化財担当、まちづくり担当及び農林水産担当との連携が欠かせないと考えている。さらに、観光分野との連携や歴史的風致の構成要素となる人々の営みや活動について自律的な市民活動を推進する分野との連携も必要になることから、歴史まちづくりに係わる幅広い分野の関係部署による庁内横断的な体制を構築し推進していく。</p> <p>次に、2 点目。国が認定する歴史的風致維持向上計画では、国指定文化財が所在する地域を重点区域として交付金等の優遇措置を受けることができる。今年度は、本市全域を対象とした歴史まちづくりの基本方針の策定を行う。その中で、二俣城跡と鳥羽山城跡が国の指定文化財となった二俣地区だけでなく、大河ドラマを契機に歴史資源の掘り起こしがなされた地区などへ、歴史的建造物の保護・活用、無電柱化や道路の美装化、伝統産業や無形民俗文化財の人材育成などの、国からの重点的な支援が可能な整備計画を策定していく。</p> <p>次に 3 点目。市民からの多くの意見を集めるために、今年度は市民アンケート調査を実施する。また、浜松地域遺産については、市民の推薦により候補物件を募ることから、市民が「誇りに感じるもの」「後世に残し伝えていくべきもの」「公開・活用することで市民活動に資するもの」を悉皆的に網羅できる制度。第 2 期までに「舞阪の大太鼓祭り」「息神社の田遊祭」「細江神社の祇園祭」といった浜名湖沿岸の祭礼のほか、天竜川沿</p>

質問	答弁
<p>きと考えるがどうか伺う。</p> <p>(3) 計画への浜松地域遺産の反映と市民の意見集約について</p> <p>浜松地域遺産制度で認定された地域遺産の計画反映についての質問に対し、「全市的に歴史的風致維持向上計画を策定するための一助となる」との答弁があった。浜松地域遺産制度の他、より多くの市民と共に計画を策定する仕組みが必要と考えるがどうか伺う。</p>	<p>いの東区・浜北区・天竜区に所在する「伊豆石の蔵」、北区を中心とした「直虎レガシー」井伊家ゆかりの史跡など、多様な歴史遺産・文化遺産が認定された。本年度、第3期の募集が開始されるが、これらは歴史的風致維持向上計画を策定するうえで、歴史的風致の重要な構成要素となるため、市民とともに計画を策定するしくみとして地域遺産認定制度の情報共有を図っていきたいと考えている。</p>
<p>5 公園整備について</p> <p>市民から、遊具の破損など、管理状態が悪い公園があると指摘され現場を確認したところ、ボルトゆるみ・ロープ摩耗・柱腐食・路面段差などのほか、使用禁止としたままで放置されている遊具も見受けられた。また、子育て世帯からは、遊具のある公園や駐車場がある公園が市内に少ないとの声も聞いている。子育て世代にとって公園の充実は魅力的な市民サービスであり推進してもらいたい、老朽化した遊具の補修、更新、新設には多額の整備費用が必要となる。そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 公園遊具について</p> <p>本市が管理する公園の遊具について、対応が必要な遊具の数とその費用について伺う。また、公園の遊具などの点検方法と不具合時の対応について伺う。</p> <p>(2) 公園遊具の寄贈について</p> <p>名古屋市では2014年4月から更新が必要な公園の遊具をリストアップし、個人や団体から寄附を募り、希望する遊具を希望する場所に設置する取り組みを実施している。社会貢献したい人の受け皿としてこの様な仕組みを導入してはどうか伺う。</p> <p>(3) 公園情報の広報について</p> <p>浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」の</p>	<p>5 (1) (2) (3) 花みどり担当部長</p> <p>本市では、平成30年4月1日時点で737箇所の都市公園や児童遊園等を開設しており、遊具の総数は約2,900基である。修繕が必要な遊具数は、遊具の健全度調査により、平成24年度末に都市公園内で409基を確認、その後、順次修繕等の対応を行ってきた。平成30年5月末現在で、使用禁止措置をしている遊具は20基で、今後優先順位をつけながら、小修繕を計画しているものは約250基である。必要な経費は、遊具の大きさ、状況によりさまざまなため、一概には言えないが、過去の実績から試算すると1基あたり30万円程度必要となり、修繕総額で約7,500万円となる。</p> <p>次に遊具の点検方法、不具合時の対応は、公園の管理形態に応じ、三つの手法により行っている。一つ目、国の交付金事業である公園施設長寿命化事業に基づく管理では、遊具の安全点検を行い、各遊具の健全度を設定し、健全度の低い遊具から修繕、更新、撤去など、計画的な維持管理により長寿命化、コストの平準化を進めている。二つ目の公園の巡視教務では、定期的な巡視により、遊具の不具合を早期に発見し、その緊急性に応じ使用禁止措置をとりながら修繕を行っている。三つ目、指定管理公園の遊具は、指定管理者の日常的な点検、管理により不具合を発見し、指定管理者と浜松市が役割分担しながら修繕等を行っている。今後も、公園施設長寿命化事業による計画的な維持管理と、日常の定期的な巡視点検による維持管理により、遊具の老朽化対策を進め、安全・安心で快適な利用ができるよう努めていく。</p> <p>次に、2点目。これは、民間資金を公園整備に活用する有効な仕組みの一つと考えているので、他都市の事例を参考にしながら、取り組みを進めていく。</p> <p>3点目。浜松市や指定管理者のホームページのほか、子育て</p>

質問	答弁
<p>人気の公園検索など、子育て世代にとって公園情報は重宝する。公園情報の広報について伺う。</p> <p>6 競技施設などのユニバーサルデザイン化について</p> <p>本市は 2020 年のパラリンピック開催にあたりブラジル選手団のホストタウンとして全 22 種目の選手を受け入れる予定であり、使用施設のユニバーサルデザイン化が求められる。また、四ツ池公園の陸上競技場では多くの選手の受け入れが想定されるが、競技場はもとより、公園内には対応が必要など多いと認識している。様々な障がい対応や高齢者や外国人対応などユニバーサルデザインの観点で環境整備を進める必要があると思うが、現状の課題と対応について伺う。</p> <p>7 学校教育費について</p> <p>学校の令達予算は減額していないと聞いているが、PTA会費や部活動促進費の支出が厳格化され、資源物回収の減少、プール開放事業の廃止や小中学校吹奏楽楽器活用事業の見直しなど、様々な理由により学校の令達予算から物品購入費などの支出が増え、学校の予算は実質減っていると考えます。そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 学校に関連するお金について</p> <p>学校令達予算の使途基準を明確化・適正化し、教育委員会各課で支払うものと</p>	<p>情報サイトの「ぴっぴ」をはじめ、多数のWEBサイトや情報誌に公園情報の掲載をしてもらっている。しかし、これらの中には、情報提供が不十分なアプリやWEBサイトも見受けられる。したがって、今後も、多くの市民が利用しやすくなるよう、WEBサイトや情報誌などへ積極的に情報提供するとともに、パークフルなどのアプリの活用など多面的な公園情報の提供に努めていく。</p> <p>6 文化振興担当部長</p> <p>ブラジルパラリンピック選手団の受け入れに向けては、現在、競技施設や宿泊施設などの現地調査を行い、本年9月までに、練習会場の配置計画を作成する予定。四ツ池公園陸上競技場は、練習会場の候補地の1つとして調査している。施設は、昭和56年に建てられたもので、控室への進入通路やトイレなどにおいて、ユニバーサルデザインの視点からは、課題があると認識している。これら施設内の課題に対して、ブラジルパラリンピック委員会や日本障がい者スポーツ協会などの専門的見地から意見を伺い、対応方針を検討していくが、大がかりな整備はなるべく抑え、仮設での対応を見込んでいる。なお、公園内の園路は、経年劣化により路面に隆起などが見られることから、安全面に考慮した対応を行うよう計画していく。事前キャンプの受け入れにあたっては、施設面の対応とともに、人的スタッフによるアテンドなど、心のユニバーサルデザインも充実し、準備を進めたいと考えている。</p> <p>7 (1) (2) 学校教育部長</p> <p>学校への令達予算及び教育委員会各課の予算執行の明確化・適正化は、教育委員会では予算執行上の基本的ルール等を記載した「事務の手引き」の中で予算の使途基準について、具体的な事例を示し明確化している。学校及び教育委員会では、この使途基準を根拠に、どちらの予算で執行すべきかを判断し、適正な事務処理を行っているところである。今後においては、学校の予算執行状況を十分に把握したうえで、現在の使途基準が適正であるかどうか、2年毎に行う「手引き」の見直しに併せて検証していく。</p> <p>2点目。厳しい財政状況にある中、自主財源の確保は大変重要な課題であると認識している。本市においても、市ホームページへのバナー広告掲載、庁舎足ふきマットへの広告掲載等に</p>

質問	答弁
<p>各学校で支払うものを明確にすべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 自主財源の確保について 各家庭に配付される給食献立表、教育委員会印刷物や教育委員会ホームページへの広告掲載など、学校部局も自主財源確保の取り組みが必要と考えるがどうか伺う。</p> <p>(3) 企業の社会貢献活動との連携について 企業や団体による社会貢献活動を通じて教育支援を促進する考えはないか伺う。</p>	<p>より財源を確保している。今後においては、既に本市で行っている取り組みを参考にするとともに、他都市の教育委員会における取り組み状況も調査し、本市教育委員会としての自主財源確保について研究していく。</p> <p>7 (3) 学校教育部長</p> <p>企業や団体からの教育支援について、現在、いくつかの財団や団体から、教育研究費用の支援や教育論文の募集・表彰という形での奨励金をもらっている。また、ある企業の呼びかけに複数の企業が呼応して、主に中学校部活動の指導等への人的な支援をしてくれている。さらに、全国大会や東海大会へ出場するなど顕著な活躍が見られた小中学校が、地元企業から奨励金をもらっているケースもある。今後も、地域連携の一環として、はままつ人づくりネットワークへの人材登録促進も含め、企業の社会貢献活動と積極的に連携していく。</p>